

海外から豪州への到着時に自己隔離場所へ移動する場合の注意事項（連邦保健省・外務貿易省からの情報提供）

【ポイント】

- 3月15日に発表された豪州の措置により、豪州へ来られた全ての方は14日間の自己隔離が義務付けられています。自己隔離場所への移動の際には公共交通機関も使用可能ですが、注意事項に従ってください。
- 豪州国内で乗り継ぎする場合は、乗り継ぎが完了してから14日間の自己隔離期間が始まります。乗り継ぎ期間中は空港に留まるかホテルで自己隔離をする必要があります。

【本文】

1 3月15日に発表された豪州の措置により、豪州へ来られた全ての方は14日間の自主隔離が義務付けられています。

特に、自宅や自主隔離場所への移動（例として空港から自宅やホテルまで）に際し、以下の条件に従うよう、豪州連邦保健省から豪州外務貿易省へ提供があったものを共有いたします。

・可能な限り、自己手配の移動手段（人との接触を最小限に抑えられる車等）を使用してください。

・公共交通機関（国内線の乗り継ぎ、タクシー、Uber等のサービス、電車、バス、トラム）の使用が必要な場合には、以下の注意事項に従ってください。

-医療用マスクを着用する（可能な限り）。

-他乗客、ドライバー、スタッフ等、他人との直接の接触を避ける。

-衛生マナーの実践：食事前後、トイレの後、こまめに石鹸で手を洗う。

-咳・くしゃみはティッシュ・ハンカチ、袖で覆う。使用したティッシュは捨てる。アルコール系の消毒液を使用する。

-そして、体調が崩れたら他人との接触を避ける（1.5m以上）。

○連邦保健省の自己隔離要領（ガイダンス）

https://www.health.gov.au/sites/default/files/documents/2020/03/coronavirus-covid-19-isolation-guidance_2.pdf

2 国内で乗り継ぎする場合は、乗り継ぎが完了してから14日間の自己隔離期間が始まります。乗り継ぎ期間中は空港に留まるかホテルで自己隔離をする必要があります。

○連邦保健省の海外旅行者向け情報

https://www.health.gov.au/sites/default/files/documents/2020/03/coronavirus-covid-19-information-for-international-travellers_0.pdf

○連邦保健省の新型コロナウイルスに関するよくある質問と回答

https://www.health.gov.au/sites/default/files/documents/2020/03/coronavirus-covid-19-frequently-asked-questions_3.pdf

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>